

日本での性的搾取を目的とした
女性のトラフィッキングの実態
—フィリピン女性に関する調査結果—



I O M
(国際移住機関)

本報告書は立正佼成会一食平和基金からの財政援助により出版された。

IOM は難民、人的資源、人口に係わる諸問題の解決に寄与することを目的として、1951年にブリュッセルで設立された。IOMは人口移動の傾向と諸問題に関する検証と分析に焦点を当てた調査活動を実施すると共に、移民の受け入れ国への適応と融合に関する定期的なセミナーの開催を通して今日的な移民問題に関する国際的な討議・意見交換の場を提供している。

発行者: International Organization for Migration(国際移住機関)
17 route des Morillons
1211 Geneva 19
Switzerland

ISBN-92-9068-064-4

© 1997 International Organization for Migration(IOM)

発行者によるあらゆる権利の留保：発行者からの文書による事前の許可を得ることなく、この出版物を複製したり、検索システムに保管、または電子、機械、複写、録音(画)などの手段により伝送することを禁じる。

目次

要約	1
第1章	
日本における女性のトラフィッキング及び国際労働力移動	4
日本政府によって講じられている対策	10
NGOの対応	12
日本における不法就労外国人女性と性産業に従事する外国人労働者 に関する調査研究	12
フィリピン人女性	14
タイ人女性	17
その他の国籍	21
第2章	
日本への女性のトラフィッキングに関する調査	23
調査の対象と目的	23
調査の方法	23
第3章	
フィリピン人女性の日本へのトラフィッキング概観	25
人的資源の輸出	25
本国送金と経済	26
第4章	
調査結果	30
日本へトラフィッキングされたフィリピン人女性・特徴	30
募集のパターンと日本への出国の条件	33
出国前の経費	36
日本での労働状況	38
女性のフィリピンへの帰国状況	42
トラフィッキングされた女性からの示唆又は意見	44
第5章	
政策提言	48

参照文献	50
表一覧	56
付録1：海外契約労働者問題へのフィリピン政府の対応	57
付録2：調査で使用了た質問表	62
協力者一覧	69

要約

女性のトラフィッキング(Trafficking)¹は驚異的な勢いで増加している。海外での高所得の雇用機会につられて、多くの女性が知らず知らずのうちにトラフィッキングに関与している仲介業者によるあっせんを受けてしまう。渡航先でひとたび不法滞在者の境遇に陥ると、極端な場合負債による強制労働や強制売春にまで及ぶ様々な形態の虐待を受けやすい立場に立たされてしまう。深刻な基本的人権の侵害を被る数多くの女性の犠牲の上に莫大な利益を上げている性産業は、トラフィッキングに関与している仲介業者の主な取り引き先となっている。加えて、エイズの脅威といった要因のせいで若い売春婦への需要が高まるにつれて、世界中でますます多くの少女達が売春目的に国境を越えて誘拐、売買、トラフィッキングの犠牲となっている。たとえこういった女性や少女達が逃げ出せたとしても、大抵はトラフィッキングに関与している仲介業者や元の雇用主に連れ戻されることに脅えながら路上をさまようことになる。また当局に検挙されたとしても、超満員の不法入国者収容施設に拘留されることになるであろう。いずれにしても彼女達はお金も旅券も持ち合わせないため、無事にかつ自主的に帰国できるという見通しはほとんどない。

西ヨーロッパ及び北アメリカと並んで、日本もこの10年来トラフィッキングの主要な標的国となった。日本の労働市場への流入は厳しく管理されているにも拘らず、経済機会に引き寄せられて多数の不法移民が流入している。1970年代初頭から興行の在留資格を持ったフィリピン人女性が日本国内、特に性産業への流入を始めたが、1980年代に入ると主に短期滞在査証や通過査証で入国するタイ女性がこれに続いた。しかし最近ではこの傾向に変化が見られ、コロンビアなどの新たな地域からの女性トラフィッキングが始まっている。それでも今日、日本は依然として多くのフィリピン人海外契約労働者(Overseas Contract Workers-OCWs)、特に女性エンターテイナーの主要な受け入れ国である。「女性海外出稼ぎ労働者ネットワーク」(Women Overseas Workers Network-WOWNET)は、毎年平均して10万人から15万人のフィリピン人女性が日本へ出稼ぎに行っていると見ている。

日本へのフィリピン人女性のトラフィッキングのパターンは、マクロ・レベル、ミクロ・レベル双方の政治、経済、社会文化的な諸要因によって形成されている。不法移住や女性のトラフィッキングを含む労働力の国際移動の要因として、雇用機会や賃金といった日本-フィリピン両国間の構造的格差があげられる。フィリピンにおける高い失業・不完全就業率のせいで、フィリピン国民は海外における雇用機会に目を向けざるを得ない。一般的貧困に加え、女性の経済機会の不足はトラフィッキングを引き起こす主な要因と見なされている。加えて、国際収支赤字を補うためフィリピン政府が進めている労働力輸出及び観光振興策は、図らずもフィリピン人女性の日本へのトラフィッキングを助長している。

¹ この語の定義については第1章4頁を参照されたい。

今回の調査報告²では、まず初めに日本への女性のトラフィッキングの概観が明らかにされている。この概観では、統計的なデータも交えながら日本における女性トラフィッキングの背景を明らかにすると同時にその現状を伝えることを意図している。続けて、日本へトラフィッキングされたフィリピン人女性の実例調査の結果が報告されている。フィリピンにおける女性100人を対象とした聞き取り調査によって、日本へトラフィッキングされた女性の全体像が明らかになると同時に、この問題に対処するための改革案作りを進める手掛かりも得られことになろう。

調査結果によれば、日本へトラフィッキングされたフィリピン人女性は総じて若く、ほとんどが中等教育を受けているが、国内での雇用機会は限られていた。日本へ渡航する前は、大多数の女性は工場労働者、メイド、ウェイトレス、エンターテイナー(歌手、ダンサー)、販売員、行商といった低賃金・低階層の職業についていた。

大多数の女性は、フィリピンと日本の双方にいる仲介業者、友人や親戚のネットワークを通して雇用のあっせんを受けている。半数の女性は渡航前の経費(航空運賃、旅券その他の必要書類の取得、健康診断等の必要経費)を自己負担せずに済んだ。その上、ほとんどの仲介業者が必要な手続きを代行した。渡航前の必要書類の準備や現金の出費を全て仲介業者が負担したので、これから不法活動に従事するという自覚のない女性達にとって日本へのトラフィッキングは全く支障のないプロセスのように思われた。

半数以上の女性が偽造旅券を使って日本へ入国しているが、空港で数時間に及ぶ尋問を受けた少数の女性を除いて、日本への入国に際してトラブルはほとんどなかった。大多数が短期滞在査証または興行目的の就労査証を取得していた。

聞き取り調査の対象となった女性の大多数が日本の雇用主から住居の提供を受ける一方で売春も強要されていた。旅券は雇用主があずかり移動の自由も制限された。労働時間を自分で決めたり客を拒否する権利はなかった。約半数の女性が雇用主や仲介業者、客から肉体的または心理的虐待を受けていた。3分の1の女性はヤクザ組織が支配する職場で働いていた。また別の3分の1の女性はマネージャーによってある雇用主から別の雇用主へと職場を移動させられていた。このような過酷な労働条件のせいで29人の女性が逃走を試みている。このうち21人はNGOや友人、フィリピン大使館の助けを借りて逃走に成功している。

約4分の3の女性は健康上の問題を抱えてフィリピンに帰国した(ただし渡航前の女性達の健康状態に関するデータはない)。3分の1の女性は妊娠が原因で解雇されている。性病やエイズ感染した者、精神科医による治療を受けた女性も含まれている。

聞き取り調査を受けたフィリピン人女性のプロフィールをみると、トラフィッキングの対象となる女性を選別するある種のメカニズムが窺える。貧しい家庭の出身で高所得をも

² 本調査は1997年4月に終了した。

フィリピンへ帰国後ほとんどの女性が職を得られなかったため、彼女達は日本か別の国にまた働きに行きたいと願っている。従って、彼女達はフィリピン政府とNGOがトラフィッキングされた女性が帰国した場合に、法律的、財政的、制度的な援助を提供することを政策提言の一つとしてあげている。特に既存の政策やプログラムの実効性のある運用の必要性を強調している。

この調査結果から導き出された政策提言には、日本政府当局と女性の出身国の協力体制の確立だけでなく、女性の雇用機会創出プロジェクトへ重点的に開発援助を振り向ける必要性も盛り込まれている。関係国の間で警察の協力関係を進めることやトラフィッキングのメカニズムに関する調査を実施することも必要不可欠である。それはまたトラフィッキング問題に対処する政府職員の養成にも寄与することになる。日本と女性の出身国の双方がトラフィッキングに関与している仲介業者の取り締まりに向けた法律を制定したり被害者支援の政策を立案することも同様に求められている。日本は既に(1997年4月現在)トラフィッキングに関与している仲介業者の取り締まりに向けた出入国管理関係法令の改正案作りを進めている。

今回主としてフィリピン人女性の日本へのトラフィッキングに関する調査を行うことは、アジア諸国からのトラフィッキングに対する理解の向上を促す上での鍵ともいえる。この研究プロジェクトはこの地域におけるトラフィッキング問題への総合的取り組みを進める上での重要なステップとなるであろう。

第1章

日本における女性のトラフィッキング及び国際労働力移動

本調査において用いられる外国人女性労働者のトラフィッキングの定義は、IOMが作成したものである。これによれば、女性のトラフィッキングとは、不法に女性を国際的に移動させ、かつ／あるいは、女性を経済的又はその他の利益のため取引の対象にする広範な行為と定義される。これは、以下の要素の一部又は全てを含む。

- 女性が同意又は認識するかどうかにかかわらず、他国への女性の不法な移動を促進すること。
- その国際移動が合法的か非合法的かを問わず、女性に対しその移動の目的を詐称すること。
- 強制(coercion)、虐待または肉体的暴力(abuse or physical violence)、負債(debt bondage)、又は当局又は母国の家族に対して当該女性が不法に滞在している事実またはその女性の活動が不法であることを暴露する旨の脅迫によって、当該女性の生活を支配すること。
- 女性を支配して一層の不法な行為を行わせるために、女性を肉体的及び性的に虐待すること。
- 雇用、結婚、売春又はその他の利益のために、女性を売り、又は、取引の対象とすること。

性的搾取を目的とする女性のトラフィッキングは、広範な女性又は人間一般を対象とした国際取引の一部に過ぎない。上記の定義は、女性のトラフィッキングに関与している仲介業者が女性を売春のために勧誘した事実を当該女性自身が認識していた場合及び当該女性を欺していた場合の両者を含んでいる。実際、これら両者を区別することは、しばしば困難であることが明らかになってきた。

基本的な制度的仕組み

日本の外国人受入れ問題に関する基本政策は、構造改革のための経済社会計画（1995年）及び第8次雇用対策基本計画において定められている。これらによると、日本は一方

では専門技術等を有する外国人については可能な限り受け入れる一方いわゆる単純労働者の受入れについては慎重に検討することとなっている。日本政府は、短期的な労働力の不足を補うため単純労働者の受入れを拡大する考えは持っていない。

外国人労働者の受入れ範囲とその場合の要件は、出入国管理及び難民認定法とその他の出入国関連法令において定められている。日本への入国を希望する外国人は、同法に定められた在留資格を取得する必要がある。

これによると、二種類の在留資格が存在する。同法の別表第1には、日本において外国人が特定の活動に従事することを可能とする23の在留資格が定められている。このうち、16の在留資格は外国人に就労することを認めている。同法の別表第2には、地位・身分に基づいて4種類の外国人が日本に在留することを認めている。これら4種類の在留資格は、外国人が制限なく就労することを認めている。

日本において就労している外国人

日本における外国人労働者（不法就労者を含む）に関する包括的な統計は存在しない。外国人雇用状況の把握は非常に重要であるが、各種の根拠に基づいて推定を行わなければならない。

最新のある推定によれば、1995年における日本の外国人労働者数は61万人であったが、このうち28万4000人が不法残留者であった。²

外国人登録をした者に関する統計によれば、就労を目的とした在留資格を有する外国人は8万8000人であり、このうち2万9000人が興行の在留資格を有する者であった。これとは別に、日系外国人労働者は17万人を超えていると推定されている。

1994年に外国人雇用政策研究会が実施した調査結果によれば、適正な在留資格を有する外国人労働者は製造業に集中している。この調査結果は、不法残留者のサービス分野での就労を反映していない。来日した外国人女性のうち適正な在留資格を有しない者を含む主にサービス分野で働いている女性の数については今のところ信頼できる推定はない。

日本における国際結婚の動向

1995年には国際結婚は2万7667件に達したが、これは、日本における結婚総件数のうち

² この推計は、井口 泰「国際的な人の移動と労働市場」、日本労働研究機構、1997年、第8-1表からの引用である。なお、当該推計の外国人には、永住権のある外国人は含まれていない。

3.5%に相当する。これらのうち、外国人女性との結婚は2万727件であり、外国人男性との結婚は6940件であった。日本人と結婚した外国人は、日本人の配偶者等という在留資格を付与される。

日本の国籍は、「血統主義」の原則に基づいている。日本人の親から生まれた子供は日本の国籍を取得する権利を有する。1995年に日本において外国人女性から生まれた子供は2万3734人に達し、1990年の数値と比較すると46.9%の増加であった。このうち日本人の男性を父とする子供は1万3371人で、1990年の数値と比較すると58.0%の増加であった。

日本へのトラフィッキングに関する指標

日本では、女性のトラフィッキングの現象を統計的に把握することは不可能である。しかし、不法残留者、性産業に従事する外国人女性労働者（CSWs）、違法な仲介業者及び入国管理当局によって摘発された不法就労者に関して入手可能な統計を検討することによって、大まかな情報を得ることができる。

不法残留者

1997年1月1日付けの最新の推定によれば、不法残留者数は28万2986人であり、1996年5月と比べ1,514人（0.5%減）となった。このうち、男性は15万5939人（1996年5月1日と比べ3.1%減）、女性は12万7047人（同2.7%増）であった。従来は、不法残留者は主として男性であったが、女性の不法残留者が増加し男性の不法残留者が減少する傾向にあるため、年々、両者の差は小さくなってきている。

表1
不法残留者数の推定値

		1993		1994		1995		1996		1997
		5月	11月	5月	11月	5月	11月	5月	1月	
国籍計	合計	298,646	296,751	293,800	288,092	286,704	284,744	284,500	282,986	
	男性	192,114	186,146	180,060	172,516	168,532	164,154	160,836	155,939	
	女性	106,532	110,605	113,740	115,576	118,172	120,590	123,664	127,047	
韓国	合計	39,455	41,024	43,369	44,916	47,544	49,530	51,580	52,387	
	男性	20,998	20,324	20,801	20,501	21,662	21,995	22,549	21,669	
	女性	18,457	20,700	22,568	24,415	25,882	27,535	29,031	30,718	
フィリピン	合計	35,392	36,089	37,544	38,325	39,763	41,122	41,997	42,547	
	男性	15,861	15,794	15,933	15,997	16,056	16,086	16,081	15,818	
	女性	19,531	20,294	21,611	22,328	23,707	25,036	25,916	26,729	
タイ	合計	55,383	53,845	49,992	46,964	44,794	43,014	41,280	39,513	
	男性	25,624	24,759	22,611	21,059	19,866	18,844	17,811	16,839	
	女性	29,759	29,086	27,381	25,905	24,928	24,170	23,469	22,674	

資料出所：法務省

注目されるのは、不法残留者に占める女性の比率の上昇が、特にフィリピン人及び韓国人について著しいことである。

不法就労者

1995年に出入国管理関係法令に違反し不法に就労していた外国人の数は、4万9453人であった。法務省は当該数値が前年よりも減少したとし、その減少を説明する要因を挙げている。第1に、入国・在留に関する検査が強化されたことである。第2に、警察による不法就労者の雇用防止キャンペーンが実施されたことである。第3に、経済の不況と雇用機会の減少によって、不法残留者が全体としては減少していることである。第4に、不法就労者が日本各地にかなり拡散したために、摘発が一層困難になっていることである。

職種別にみると、男性の外国人不法就労者は一般的に建設又は生産現場で就労しているのに対し、女性の外国人不法就労者は主としてホステスやウェイトレスをしたり生産現場で働いている。このうち、売春に従事していると答えた者は3.4%にすぎない。

表2 不法就労者の職種

男性	人数	%	女性	人数	%
建設労働者	12,011	37.4	ホステス	6,389	36.9
生産労働者	8,090	25.2	ウェイトレス	2,648	15.3
単純作業者	2,995	9.5	生産労働者	2,511	14.7
調理人	2,095	6.5	家事使用人	1,409	8.1
バーテンダー	1,906	5.9	調理人	835	4.8
家事使用人	1,234	3.8	単純作業者	616	3.6
その他サービス労働者	1,007	3.1	売春婦	595	3.4
その他	2,768	8.6	その他	2,285	13.2
合計	32,106	100.0	合計	17,328	100.0

資料出所：法務省

不法な仲介業者

警察庁によれば、1995年に外国人に関する雇用関係法令の違反による検挙件数は369件、摘発された者の人数は476人であった。前年と比較すると、267件、302人の減少であった。³ 摘発件数のうち67%は製造業及び建設業の現場における不法就労であり、33%は、売春関係の事案であった。

不法な仲介業者として摘発された者の数は74人であった。エンターテイナー又はホステスに関する事件は16件で、関係した外国人の数は167人であった。また多くの場合、仲介業者は、不法な労働者派遣又は職業紹介事業によって巨大な利益を挙げており、労働者には給与が完全には支払われていなかった。これら仲介業者は職業安定法に違反するとともに、出入国管理及び難民認定法第73条の2によっても罰せられることがありうる。

売春に関与した外国人女性

警察庁の統計によれば、1995年には1133人の外国人女性が売春に及んだとされている。⁴ 同庁によれば、特にナイト・クラブやバーでホステスとして働いている外国人女性であって売春した者は、東京や大阪などの大都市のみならず日本全国の小都市でも発見されている。これら女性の多くは、負債を負い、これを返済するために売春を強要されている。

³ 警察庁「警察白書」1996年、308-309 ページ。

⁴ 警察庁「警察白書」1996年、第8-8表。

1990年以降東京においても、新宿や池袋などの地域で街娼が出没するようになってきている。同様の現象は大阪、横浜及びもっと小さい都市でも観察されている。

日本の売春防止法は、個人が他の個人を売春に勧誘又は売春を強要し、あるいは、これを仲介することを禁じている。売春防止法違反のビジネスを営む者に対する集中摘発がなされてきており、同法によって摘発された者には外国人も含まれている。警察によれば、外国人の仲介業者は、多くの場合日本人の仲介業者と接触し、暴力団との繋がりがしばしば観察される。

表3
売春防止法に違反した外国人女性

年	1991	1992	1993	1994	1995
韓国人	143	107	80	133	62
中国（台湾）人	221	176	158	156	81
フィリピン人	271	145	98	337	166
タイ人	1,285	1,702	1,849	1,407	571
その他	219	132	220	347	253
合計	2,139	2,262	2,405	2,380	1,133

資料出所：警察庁

注：その他には、ラテン・アメリカ諸国、特にコロンビア人が含まれている。1995年における数値の減少は、政府が対策を講じたことによって説明され得る。

女性の避難所 (Women's Shelters) ⁵

東京の「HELP」（1986年設立）及び横浜の「みずら」（1990年設立）並びに川崎の「SAALAA」（1992）も、女性の外国人労働者に関するその他の統計データを収集している。HELPは最も長い活動の実績を有しているため、その統計も整備されている（女性の家HELP 1992:52-1996:3）。HELPが作成した不法残留者に関する統計によれば、避難所で保護された人数は1986年の88人から1988年の203人まで増加を続け、その後一旦減少を見たものの1991年にはピークの299人に達し、その後は減少した。1987年

⁵ 松田（1993a）及び三木（1995）による「HELP」及び「SAALAA」の活動に関する英語の報告による。

までは、不法残留者の女性のほとんどはフィリピン人であった。1988年には、不法残留者の女性のうち最多はタイ人であった。タイ人の不法残留者の数は1992年まで増加を続けて、その後減少に転じた。1989年以降は、フィリピン人女性の数は低い水準で推移している。

診療機関

性産業に従事する外国人労働者がかなり集中している地域に存在する幾つかの診療機関においては、継続的に医療記録がモニターされてきた。診療以外に関する情報はあまり多くないものの、これらの記録は診療及びそれ以外の事項に関して重要な情報を提供している。木原雅子らによれば（1995;582-584）、茨城県におけるあるクリニックの診療記録を分析したところ、STD及びHIVテストを受けた性産業に従事しているタイ女性労働者の数は1990年と1991年の間に急増したが、1992年と1993年の間に急減した。この変化は、国のHIV/AIDSサーベイランス運動の結果に一致するが、日本に在留するタイ人女性の数の増減とは一致していない。これは日本に在留するタイ女性の中でHIVテストを受ける者の比率を減少させるような社会的要因が存在していたことを示唆している。1993年から入国管理当局が不法残留者が集中する地域に対して厳格かつ頻繁に手入れを行ったため、タイ人女性は分散し地下に潜ることを余儀なくされたとも思われる。当該数値が増加した1991年には、多くのタイ人女性が、ヤクザの従業員に付き添われて集団でクリニックを訪れていたことからしても、この可能性は十分考えられる。HIV感染の事例の多発は、客の数が多くコンドームの使用率が低いことと関連している可能性を示唆している。

フィリピン人女性労働者の医療機関の利用に関するデータは入手できない。

日本政府によって講じられている措置⁶

1993年以来、警察庁、法務省及び労働省は、不法在留者と不法就労者を減少させる効果的な措置を実施するために協力してきた。

警察庁は、外国人の不法残留を助長する者の摘発を集中的に実施した。このような措置には、暴力団、不法な仲介業者、文書偽造、不法就労、売春などに関与する者の集中摘発が含まれている。最近では、外国人が様々な種類の犯罪の犠牲にならないよう防止することも、警察の重要な任務の一つとなっている。

出入国管理行政は、不法残留者と不法就労者を減少させるための活動を強化している。不法残留者を摘発するために編成された特別のチームが活発に行動している。これに加えて、不法就労を目的に来日する者を見破るために、空港における上陸審査が強化されている。警察とは対照的に、入国管理当局は外国人労働者の退去強制の実施に最大の努力を払

⁶ 警察庁、法務省及び労働省の記者発表資料及び聞き取りによる。

る。警察とは対照的に、入国管理当局は外国人労働者の退去強制の実施に最大の努力を払っており、この観点から退去強制を控えた外国人の収容施設の拡充がなされてきた。さらに警察との協力のもと、不法就労者の集中摘発が実施されてきた。1996年9月には、改正された法務省令が実施され、エンターテイナーとホステスを明確に区分するとともに、出入国管理及び難民認定法又は売春防止法に違反した者は5年間にわたり外国人のエンターテイナーを雇用することができないこととされた。この措置が講じられた結果、日本に入国するフィリピン人エンターテイナーの数は急激に減少した。

職業安定行政及び労働基準行政は、主として適正な在留資格を有していない外国人を雇用することがないように行政指導を行うとともに、外国人を合法的に雇用するための情報を企業に提供している。また労働基準行政は、不法残留者や不法就労者が退去強制になる前に、労働基準関係法令に基づき労働者の権利を保護する措置を講じなければならない。

政府関係機関は、暴力団の関与があることから女性のトラフィッキングの問題に高い優先度を与えている。

本報告が執筆された期間（1997年4月の第1週）に、日本の連立政権与党の政策調整会議は、日本への密入国の大幅な増加を抑制するため、出入国管理及び難民認定法の改正案を承認した。同改正案によれば、外国人を集団で日本に密入国させるよう教唆した者は、5年以下の懲役又は300万円以下の罰金に処せられる。また、外国人を日本に不法入国させた者は、3年以下の懲役又は200万円以下の罰金に処するとしている。当該行為が営利目的であった場合は、7年以下の懲役又は500万円以下の罰金に処するとしている。日本国内において不法入国者を故意に輸送又は隠蔽した者については、懲役刑が課せられることになる。

非政府組織（NGO）の対応

日本には幾つものNGOが存在し、トラフィッキングの被害者を救済している（例えば、幾つかを挙げれば、女性の家HEL P、アジア友好の家、SAALAA、みずら、カトリック教会があげられる）。これらの組織は、外国人女性の権利に関する情報提供、日本国内にある各国領事館への照会、避難所及び一時的な保護の提供、帰国のための財政的援助、緊急医療サービス及び検査の実施など、様々な方法によってトラフィッキングの被害者を援助している。また女性及び一般市民に対してトラフィッキングの危険性を知らせるとともに、権利確保の任務を遂行している。

日本における不法就労外国人女性及び 性産業に従事する外国人労働者に関する調査研究

情報源

日本における不法就労外国人女性及び性産業に従事する外国人女性労働者（CSW）（いわゆるジャパユキさん）又は性産業に従事する外国人労働者で日本に入国しようとする者（母国で性産業に従事し、日本でも同様の業務に従事した者）に関しては少なくとも4つの主要な情報源がある。

- 1 外国人女性労働者に関する政府機関の統計資料
- 2 研究者（社会学者や医療研究者）によるサンプル調査
- 3 これら外国人労働者を援助するNGOの報告（例えば、女性の避難所や医療機関）
- 4 研究者又は記録作家によるケース・スタディ

この問題がセンシティブな性格を有することもあって、初期のケース・スタディは主としてノン・フィクション作家の手によって、一般向けの書物として刊行された（例えば、山谷1985、石井1986、田中・三好1987、水町1988、及び石山1989）。総合研究開発機構（1990）は、1989年に不法在留者に関する調査を実施したが、そのサンプル数は小さく（56）、十分な数の性産業に従事する外国人女性労働者を含んでいなかった。しかし、1990年代になって医療（AIDS）研究者が性産業に従事する外国人女性労働者を研究するようになり、社会学者も不法就労外国人女性の研究を始めた。

不法就労外国人女性及び性産業に従事する外国人女性労働者は、在留又は就労が不法であることから、調査の実施が極めて困難なグループに属し、その調査結果には問題が多い。第1に、既存の調査のサンプルは、一般的にいて最もアプローチし易く、研究者の質問に積極的に回答する人々であるため、サンプルはランダムとは程遠く、代表性に欠けてい

る。即ち、回答者は雇用主の管理の下には置かれておらず、移住及び就労に関する経験は回答しない者ほど悪くはない。第2に、その情報の信頼性と正確性については必ずしも確信が持てない。回答者は回答したい質問にのみ回答し、センシティブな質問には不正確な回答しか提供できない。研究者は、回答者の言語を流暢には話せず、回答者の文化についての知識も欠けている。第3に研究者が得た結果は必ずしも的を射たものでなく、正確ではない。これは研究者も異なった関心と仮説を有し議論を招くような調査結果を避けるためにセンシティブな質問を行うことを躊躇するからかもしれない。

従って、調査結果から得られる情報には制約があることを認識している必要がある。調査時点での日本及び外国の法的、社会・経済的な状況が調査に大きな影響を及ぼしうることから、調査の実施時期についても留意する必要がある。

政府及びNGOの統計が示すように、不法就労外国人女性及び性産業に従事する外国人女性労働者の国籍別構成は時間の経過とともに変化する。山谷（1986；203）は、ジャパユキさんの時代は、台湾において外国旅行が自由化され、その結果台湾から多数の性産業に従事する外国人女性労働者が来日するようになった1979年から始まったとしている。これに続いて、韓国人、タイ人そして1980年代前半における多数のフィリピン人の移動が生じた。この多数のフィリピン人の入国は1980年代初期から中ばにかけて続いたが、1980年代後半にはタイ人の入国によってとって代わられることとなった。

1980年代後半になって、法務省入国管理局は性産業に従事する女性労働者を含む外国人不法就労者の分析を行った（1988:20）。この分析は、不法就労者の日本への入国、特に1980年代の前半に短期滞在査証で入国して不法残留している者に関し、次の5つの要因を挙げている。即ち、a) 日本と送出国との間の経済格差、特に、送出国における雇用状況の悪さ、b) 送出国の通貨に対し、日本円が切り上げられたこと、c) 石油を輸出する湾岸諸国における経済不況や、先進諸国における厳しい入国管理政策の結果、送出国にとって国外の雇用機会が減少したこと、d) 中小企業及び風俗営業・性産業における労働力の不足及び e) 送出国と日本を結びつける仲介業者のネットワークの形成である。⁷

この分析は又、外国人のバーのホステスや売春婦を雇うことが事業主にどのようなメリットをもたらすかについて、次の2点を指摘する。第1に、客は日本人のホステスよりも高い金を払っても、気遣いの要らない外国人の女性を好むのだという。第2に、バーやクラブが給与を支払わなくとも、外国人女性は自分の客を見つけるし、彼女達がバーやクラブにいること自体が、客を引きつけるという。摘発された外国人女性は主としてフィリピン人であったが、一部にタイ人が含まれていた。これらの女性はそのほとんどが20歳代で

⁷ 日本における多数の性産業に従事する外国人労働者に関するさらに詳細な説明（経済、文化、社会階層、民族及びヤクザの視点から）は Douglas（刊行予定）の文献を参照されたい。

あって、仲介業者によって日本に連れてこられ、ホステスとして働き、少数の者がストリップ嬢又は売春婦として働いていた（法務省入国管理局、1988;21-22）。

この状況は過去10年間以上にわたって大きくは変化せず、変化したのは、国籍別の構成であった。残念なことに、台湾人、韓国人、タイ人女性の不法就労者及び性産業に従事する労働者について実施された調査はない模様なので、ここでは主として1990年代において実施された調査をもとにして、最近におけるフィリピン人及びタイ人労働者に焦点を当てることにする。

フィリピン人女性⁸

数は少ないものの、日本におけるフィリピン人女性労働者に関し日本とフィリピンで実施された調査結果がある。日本において実施された最大のサンプル調査は、オーストラリア（1994）によって、1993年に東京で155人のエンターテイナーと45人のメイドに対して実施されたものである。フィリピンで実施された最大の研究は、ゴー（1991）によって、マニラ首都圏及び近隣の町カビットにおいて、日本から帰国した202人の労働者（182人が女性、20人が男性）を対象に行ったもので、うち186人がエンターテイナーであった。その他の調査は、サンプルがずっと少ないか、フィリピン人男性、フィリピン人以外の外国人や日本以外から帰国した労働者を調査対象に含んでいた。

これらの調査では売春に直接関連する質問を避ける傾向が見られるが、これは恐らく宗教的、文化的及び政治的な制約によるものであろう。このような制約はあるものの、本調査研究においてはフィリピン人女性労働者に関する主要な調査結果を紹介し、入手可能な売春に関する情報も提供する。

a オーストラリアによる東京での調査（1993）

1) 基本的な特徴

東京におけるフィリピン人女性のサンプルのうち、155人はエンターテイナーであり、概ね20歳代であった。平均年齢は24歳で、5%は15-16歳、54%は20-24歳、31%は25-29歳、7%は30-34歳、そして3%は35-39歳であった。このうち、82%は未婚、11%は有配偶、そして7%は寡婦又は別居中であった。50%は、高等学校を卒業しており、46%は大学レベルの教育を修了していた。

⁸ 日本におけるフィリピン人女性労働者に関する包括的概観は、小島（1996）を参照されたい。本記述は、部分的には同文献に依拠している。また、Ballescás（1992）も参照されたい。

2) 渡航

聴取したエンターテイナーのうち、72%は興行目的の就労査証を有し、28%は短期滞在の査証しかもっていなかった。日本滞在経験が2回以上の者は17%に過ぎなかった。興行目的の就労査証を有する者のうち、11%は平均2万ペソを日本への渡航のために支払っていた。短期滞在の査証を有する者についてみると、平均5万ペソを渡航のために支払い、これらは主として家族の借金によって調達されていた。

3) 就労

東京におけるエンターテイナーの殆どは、フィリピンでエンターテイナーとして働いた経験を有してはいなかった。エンターテイナーの35%が、過去に就労経験があるとし、そのうち、35%は農業、13%がサービス業、50%が事務・販売職、そして2%が専門的な職業に従事していた。統計的には明らかではないが、オステリア(1994;34,36)は、売春することは(ホステス、歌手又はストリップ嬢などとして働くことと同様)エンターテイナーにとって有りうべき仕事の一つであるとし、搾取や性的虐待は、職場で通常直面する幾つかの問題の一つであったとしている。それにもかかわらず、過半数の者(52%)は日本に再度渡航するか、契約期間よりも長い期間働きたいと考えていた。

4) 健康

この調査の中には、健康に関する直接的な質問は含まれていなかった。統計的には明らかではなかったが、オステリア(1994;36)はエンターテイナーが職場で直面する問題として、アルコール中毒、薬物濫用、疲労及び孤独感から生じる病気を挙げた。

b) マニラ首都圏におけるゴアの調査(1991)

1) 基本的な特徴

マニラ首都圏でインタビューされた202人の帰国労働者(90%が女性のエンターテイナー)は、殆どが20歳代であった。20歳未満が17%、20-24歳が54%、25-29歳が23%、30歳代以上は6%であった。このうち、未婚が71%、有配偶が18%、同棲中が7%、そして別居中又は寡婦は3%であった。教育水準は比較的高かったが、オステリア調査よりは低かった。大学又は専門学校修了は5%、大学中退は25%、高等学校を修了した者は47%であった。

2) 渡航

回答者のうち、97%は興行目的の就労査証を有していた。ほとんどの場合(84%)渡航費用は日本の雇用主が負担した。平均的な契約期間は6ヶ月であった。

3) 就労

以前からフィリピンでエンターテイナーとして働いていた者がいるかどうかは明らかではない。しかし、回答者の55%は来日する前に、ある程度の訓練を受けたとし、37%は芸術家として有資格証明書を取得していた。ほとんどの者は日本でエンターテイナーとして就労していたが、その実際の仕事は、エンターテイナーとしての本来の仕事（84%）、接客（65%）及び清掃及びその他の仕事（20%）であった。このその他の仕事が売春を含むものであったかどうかは明らかではない。概ね半分（49%）の者は日本に再び渡航することを計画していたため、フィリピンでは仕事を探していなかった。

4) 健康

この調査においても、健康に関する直接的な質問は存在しない。しかし、契約上医療サービスを無料で受けられることが定められていた者のうち、85%の者が実際にかかるサービスを受けていた。

c. その他の調査

1991年3月、菊地（1994）はケソン市において、日本に再渡航するため、興行目的の就労査証を申請していたリピーターの労働者20名を調査した。その年齢は21歳から30歳であって、平均は24歳であった。その教育水準は比較的高く、14名が高等学校卒業、3名が短期大学そして2名が大学を修了していた。過去における日本への渡航回数は平均3回であり、その滞在期間は6カ月（例外として4か月及び8か月がみられたのは、興行目的の就労査証であったためである。）であった。日本にフィリピンから渡航する前、4名はエンターテイナーとして働き、6名は失業し、4名は販売、2名は事務、2名は工場で就労していた。

大多数の女性は日本においてバーのホステスであった。ほとんどのホステスは、時々、そのボスから売春するよう要求されたが、興行目的の就労査証を有していることや同査証を再度取得する際に支障が生じるのを避けるため、売春を拒否したと答えている。しかし、数名は明確に回答しなかったため、菊地（1994:79）は、興行目的の就労査証を有する者による売春を否定することは困難だと考えている。1988年にパズ・クルズ及びパガノーニら（1989、32、46）がフィリピンで行った、海外でエンターテイナーとして働いて帰国した者（そのほとんどが日本での就労）100名に関する調査結果でも、同様の見方が述べられている。

タイ人女性⁹

1980年代後半以来、タイ人女性は性産業に従事するフィリピン人女性労働者にとって代わるようになり、売春を通じたエイズの感染は、次第に社会的にも医療面でも、深刻な問題になってきた。このような状況から、性産業に従事するタイ人労働者に関して多数の比較的大規模な調査が1990年代始めにエイズ研究者により実施された。しかしこれらの調査結果はエイズに関連する問題に焦点を合わせたものが多い。木原雅子ら（1994）は、154人の性産業従事者を含む169人のタイ人女性を1990年と1991年の間に調査した。宗像（1993）は、性産業に従事するタイ人女性労働者を日本において263名、バンコックにおいて101名調査した。

a 摘発労働者に関する木原調査（1990/91）

木原雅子ら（1994）は、不法残留又はその他の理由で1990年1月から1991年8月までの20カ月の期間に東京周辺で摘発された169名のタイ人女性に対する調査を実施した。これらの女性は11問の質問を受けたのみであり、このうち4問が売春に関する質問と売春の経験の有る者のみに対するエイズに関する質問であった。

1) 基本的な特徴

摘発された女性のほとんどは20歳台であった。即ち、19歳以下が12%、20から24歳が38%、25から29歳が32%、30から34歳が14%、35歳以上が4%であった。未婚が63%、有配偶が10%、離婚が15%、そして不明が12%であった。24歳以下の若年女性のうち、未婚の者は77%を占め、これより年齢の高い女性の場合は49%を占めた。小学校教育しか受けていない者が最も多く（49%）、中学校修了が16%、高校修了が14%、4%は大学レベルの教育を受けていた。

2) 渡航

この調査では、渡航についての詳細な質問はない。これらの女性が自分の力で日本にきたのか、仲介業者のネットワークを利用したのか、日本への入国や日本での仕事についてだまされてきたのかはよく分からない。これらの女性の滞在期間は2カ月から49カ月間であった。売春していた者の大多数は、日本国内で移動した経験を有した。即ち、16%は一つの県にだけ滞在していたが、62%は2県、15%は3県、3%は4県に滞在していた。これらは、いずれも東京又は東京近郊の県であった。

⁹ 日本におけるタイ人女性労働者に関する包括的概観は、斉藤（1990）、松田（1992）、吉村（1993）及びSinghanetra-Renard（1996）を参照されたい。

3) 就労

この調査では、就労についての詳細な質問はない。そして、154人の女性が売春を強要されたかどうかは明らかでない。しかし、この女性達の以前の職業からすると、大多数はタイでは売春には従事していなかったと思われる。バーのホステス又は売春婦は5%、ウェイトレスは10%であった。大多数は、農業が25%、販売が21%、工場労働12%、そして、事務職7%というように売春との関連がない職業についていた。

日本で売春していた154人の女性のうち、大多数(95%)はバーのホステスとして働いており、1%が街娼、そして3%はマッサージ・パーラーに勤めていた。客の数を回答したのは84名に過ぎなかった。これによると、1人から2800人まで幅があり、平均は167人であった。月間の客数は、1人から150人までにわたり、平均は18.8人であった。

4) 健康

売春に従事した154人の女性のうち、コンドームを使用したのが39%、経口避妊剤が40%、両方を使用したのが6%、いずれも使用しなかった者が3%であった。しかし、コンドームを使用したと回答した者が常時使用したかどうかは明らかでない。回答者のうち8名のみがHIVテストを受けたとし、そのうち1名は陽性であった。76人の回答者はテストを受けたことはないとし、70人は未回答であった。

b. 日本及びバンコックにおける宗像調査(1992/1993)

宗像(1993a)が中心となって、日本においてバーのホステスとして働いていた経験のある263人のタイ人女性について、日本国内で調査を実施した。これらの聞き取りは、1992年11月から1993年6月までの間に、市民団体又は入国管理事務所において行われた。もう一つの調査は、1993年1月から5月の間に、バンコックの5つのマッサージ・パーラーにおいて101人のタイ人女性に対して行われた。バンコックにおける調査のサンプルは代表性に欠けるかもしれないため、1992年5月から6月にかけて、チェンマイ(北)及びスンガイ・コロック(南)で実施された性産業に従事する女性外国人労働者に関するリマノダの調査(1993)が、比較のためにしばしば引用されている。宗像(1993b;195-210)及び藤沢(1993:39-63)の調査結果の要約は以下の通りである。

1) 基本的な特徴

日本で働いているタイ人女性は、15から17歳が7%、20から24歳が42%、25から29歳が33%、30から39歳が17%、40から45歳が2%で、ほとんどが20歳台であった。バンコックにいた者はこれよりやや若く、タイのその他の地域にいた者はさらに若くて、その平均年齢は22歳であった。日本にいるタイ人女性のうち、有配偶が21%、未婚だが同棲中は31%、離婚、寡婦又は別居中が22%、そして、未婚は27%であった。しかし、バンコック

では未婚者の比率が高く（59%）、有配偶の比率は低かった（4%）。バンコック以外のタイ国内の地域にいた女性のほぼ半数（48%）は有配偶であった。

日本にいるタイ人女性のうち、小学校を修了が42%、中学校を修了が29%、高等学校を修了は22%、そして、大学レベルの教育を修了した者が6%いた。バンコックにいた女性は一般的にやや学歴が低く、小学校修了のみが54%いた。しかし、大学を修了していた者の比率はずっと高く10%であった。バンコック以外の地域にいた女性は、4-5年しか教育を受けていなかった。

2) 渡航

残念ながら、この調査では渡航に当たっての詳細な事情は調査されていない。女性たちが自ら日本に渡航しようとしたのか、仲介業者のネットワークを利用してきたのか、日本への入国や日本での仕事について、だまされていたのかどうかも明らかではない。日本にいたタイ人女性のうち、62%は短期滞在査証で入国し、27%は就労査証、5%が留学査証、そして3%は日本人の配偶者として入国している。タイ人女性の日本での滞在期間は、数日から12年に亘り、平均は15.7月であった。これらの者の滞在期間が木原調査の場合よりかなり長いのは、恐らく途中で摘発されたことがないためであろう。

3) 就労

この調査では就労に関する詳細な事情は調査されておらず、また日本にいたタイ女性が売春を強要されたかどうか不明である。しかし、これらの女性の過去の就労経験をみると、大多数の者はタイでは売春に従事したことはない。バーのホステス又はマッサージに従事していた者は9%に過ぎず、ウエイトレス又はメイドであった者は5%であった。大多数は、農業が10%、販売が20%、工場労働が9%、事務労働が15%、そして洋裁師又は美容師が13%というように売春と関連の薄い職業に就いていた。

今の仕事を自分で見つけたタイ人女性は2名に過ぎない。しかしタイ人女性のほとんどは少なくとも現在の職場を自分で選択するかなりの自由をもっていたと考えられる。46%の女性は今の職場を友人、知人及び同僚から紹介され、11%は「ママさん」（経営者の女性）から紹介された。しかし、これは選択されたサンプルが偏っていたためと思える。職場を選択する自由がほとんどない者は調査の対象に含まれていない。リマノンダ調査の回答者のうち、3分の2は性産業で働くことを自分で選択し、4分の1は、友人、隣人又は親戚の薦めに基づいて選択している。強制され、又は、だまされてこの職業に就いた者はほとんどいない。

一日の客の人数は、ゼロから4人となっている。日本にいるタイ人女性の場合は平均1.6人であるのに対し、バンコックにいるタイ人女性の場合は平均2.1人であった。

日本にいるタイ人女性のうち、現在の仕事を継続するつもりの方は5%に過ぎず、86%

の者は出来る限りすぐにやめたいとしている。日本で希望する職業としては、工場労働者（40%）、美容師・服飾師（18%）、学習・訓練（15%）、ウエイトレス（9%）又はメイド（8%）となっている。しかし、過半数の者は、タイに帰国して小さな商店、美容院又はブティックを経営したいとしており、日本での滞在や仕事が満足のものではないことを示唆している。リマノンダ調査においては、回答者の半数以上は1年程度仕事を続けるつもりであり、雇用主への負債が返済できた後は、家に戻って農業を営むか、自ら事業を営みたいと多くの者が語っている。

4) 健康

日本にいるタイ人女性のうち、客とのセックスの際はいつでもコンドームを使用した者は32%に過ぎず、時々使用が60%、全く使用したことがない者が8%であった。バンコックにいる女性のうち、いつでもコンドームを使用する者は99%、時々使用する者は1%であった。タイ国内では、地域的にみてもコンドームの使用については違いがみられる。即ち、北部ではいつでも使用するとしている者が85%だが、南部では24%に過ぎない。日本及びバンコックのタイ人女性のほとんど全ては、客と一緒にいる時にはコンドームが必要としており、タイの他の2つの地域でも、大多数（80%）の者はできればコンドームをいつでも使用したいとしている。日本にいるタイ人女性の34%は、客がコンドームの使用を拒否したら使用しないと、その場合は客を拒否するとした者は37%であった。バンコックにいる女性の場合、危険を伴うセックスを受入れる者が1%、客を拒否する者が83%となっている。バンコックにおける回答はタイ北部での回答と類似しているが、客がコンドームを使用したくないと主張したら危険を伴うセックスを受入れる者が70%もいる南部とは相違している。

HIVテストは、日本にいるタイ人女性は73%、バンコックでは98%の者が受けていた。ほぼ半数の者は、自らの意思でテストを受けたが、残る半数の者は雇用主によってテストを受けさせられた。テストの頻度はバンコックより日本の方が高いが、日本でもタイでも、2、3カ月に1回のテストを受けるのが通例である。日本でもバンコックでも、女性のほとんどはテストの結果を知っているとしているが、宗像調査ではテスト結果が陽性だったかどうかは調査していない。その代わりに同調査では、前年において同僚にHIVが陽性だった者がいたかどうかを質問している。日本にいるタイ人女性の17%、バンコックにいるタイ人女性の5%が、この質問に「いた」と答えている。リマノンダ調査においては、タイ人女性の50-60%は過去1-3か月の間にHIVテストを受けたとしていた。80%の者は結果は陰性だったとし、1%の者は陽性だったとした。その他の者は、結果を知らないと述べた。

5) 支援

宗像調査は、支援組織に関する知識とサービスの利用状況を質問した。日本にいるタイ人女性のわずか38%しか女性のための避難所や外国人労働者の支援組織があることを知らなかった。このうち、こうしたサービスを利用したことがある者が11%、利用したいとした者が78%、利用したくないとした者が11%であった。日本にいたタイ人女性の大多数(81%)は、電話又は面談によるエイズ相談サービスについて、タイ語が使用可能であれば利用したいとしていた。自分がエイズに感染していることを知った場合、大多数(84%)は相談サービスを利用したいとしていた。

c. その他の調査

このほか、エイズ研究者によって行われたタイ人の性産業に従事する労働者に関する小規模の調査がある。木原ら(1993a;245-246)は、1992年に長野県及び栃木県において、16歳から37歳までの53名のタイ人女性に対して調査を実施した。その結果によれば、単身(離婚又は別居)が72%であり、中学校修了又はそれ以下の学歴の者が73%であった。日本に入国する前に性産業に従事していた者は2%に過ぎず、農業が11%、販売が35%、そして製造業に従事していた者が35%であった。HIVテストを受けた者は79%に達した。コンドームをいつでも使用するとした者は18%、時々使用する者は77%、全く使用したことのない者は5%であった。客の数について回答した10人のうち、9人は1日1人であるとし、残る1人は週に3-4人としていた。

その他の国籍

1980年代後半以降、コロンビア人のストリップ嬢及び東京・新宿における街娼については、時々言及されるのみであったが、最近における統計と調査によれば、日本において性産業に従事するコロンビア人女性労働者は急速に増加している。コロンビア人に絞った調査は実施されていないようであるが、サンカリーら(1995)の実施した調査で聞き取りを行った54名の女性のうち、33名はコロンビア人であって、21名はアジア出身者であった。その調査結果によれば、コロンビア人女性の平均年齢は23歳で、パートナーがいる者が38%、高等学校より低い学歴の者が17%であった。アジアからの女性の場合、平均年齢は26歳、パートナーがいる者が43%、高等学校より低い学歴の者が47%であった。

聴取したコロンビア人女性は、平均11カ月(うち6ケ月は日本国内)の期間性産業に従事していたが、聴取したアジア出身者の場合は平均20カ月(うち15ケ月は日本国内)であった。コロンビア人の回答者の場合、1週間当たりの客数は19人で、アジア出身者の場合は11人であった。日本人でない者が客である比率は、コロンビア人の場合には32%と高いのに対し、アジア出身者の場合は5%に過ぎなかった。いずれのグループの場合も、客の相手をする場合はコンドームを使用していると述べていた。日本においては、コロンビア

人はその32%しかH I Vテストを受けていないが、アジア出身者の場合は83%であった（サンカリーら1995;129）。

最近の文献と統計によれば、性産業に従事する大陸出身の中国人女性労働者も増えている。最近の新聞記事によれば（朝日新聞、1997年3月12日付）、「蛇頭」と呼ばれる組織の援助により不法に日本に入国した中国人女性が、不法入国に伴う負債の返済のために性産業に従事する外国人女性労働者として働いている。しかし、中国、台湾及び韓国からの女性の不法就労外国人又は性産業に従事する外国人女性労働者に関しては、調査は実施されていないように思われる。

しかし、駒井（1989;17）は、1980年代に台湾又は韓国から日本に入国し、性産業に従事する女性労働者の状況について、様々な情報に基づいて簡潔に説明している。ほとんどの女性は、その母国においても、パッケージ・ツアーでやってくる日本人を相手とする性産業で働いていた。政治的な理由からこうしたパッケージ・ツアーが減少したために、これら女性労働者は以前の客とコンタクトを取ることを期待しつつ日本へと出稼ぎに来た。一般的にこれらの女性は、母国では将来がないと考え帰国する意思はほとんどない。このような考え方は、フィリピン人女性やタイ人女性が、日本に一時的にしか滞在する意思がないのとはかなり異なっている。

日本人の配偶者等の査証は日本における滞在と就労について、ほとんど制約を課していないことから、1980年代以降性産業に従事する外国人女性のなかに、偽装結婚により入国する者がいると言われている。フィリピンやタイでは、興行目的や短期滞在の査証の取得が一層困難になっていることから、日本人の配偶者等の査証を持って日本に入国して性産業に従事する外国人労働者が以前よりも増加している兆候がある。藤田（1997;40）は、日本に入国するフィリピン人女性においては、興行目的の就労査証から日本人の配偶者等の査証にシフトする傾向があることを示唆している。このような示唆は、最近入国管理当局があるレストランとバーを検査した際、そこで働いている外国人女性労働者の全員が日本人配偶者等の査証を有していたという事実に基づくものである。来日した外国人女性で結婚している者に関しては2、3の調査があるが（小島、1996）、偽装結婚による入国に関する調査は当然のことながら無いものと思われる。

第2章 日本への女性のトラフィッキングに関する調査

調査の対象と目的

本調査の目的は以下の通りである。

- (1) 日本への女性トラフィッキングの問題に関する日本政府及びNGO、一般市民の自覚と理解の向上。
- (2) この問題への総合的な取り組みと女性トラフィッキングの防止策促進。
- (3) トラフィッキングされた女性の本国への帰国、社会復帰に向けた将来的支援活動の立案。

性的搾取を目的に日本にトラフィッキングされるフィリピン人女性の数の膨大さを考慮し、上記3点の研究目的を達成するため、フィリピン国内で調査を実施することを決定した。本調査では、女性の日本へのトラフィッキングの特徴、原因と結果を分析した。より具体的には、本調査はトラフィッキングされた女性の特徴と経験を分析し、トラフィッキングの範囲と方法を調べると共に、この問題への政策的対応の現状を検証した。さらに、本調査では日本への女性トラフィッキングの防止策及び被害者支援策への提言を行った。

調査の方法

データ収集

日本にトラフィッキングされたフィリピン人女性を特定するため、本調査研究グループは「女性海外出稼ぎ労働者ネットワーク」(WOWNET)のメンバーと提携、このネットワークに所属するマニラ首都圏のNGO6団体(協力者一覧参照)と協力して聞き取り調査質問表の作成を行うと共に、100人の回答者を選定して聞き取り調査をおこなった。聞き取り調査に先立ち、本調査研究スタッフはNGOの代表者に対して、IOMの聞き取り調査質問表を用いて回答者選定と聞き取り調査テクニックに関する研修を行った。100人への聞き取り調査は1997年3月1日から3月24日にかけて行われた。

トラフィッキングの定義

本調査では第1章4頁で述べたIOMのトラフィッキングの定義を用いる。

調査手段

IOMの聞き取り調査質問表の内訳は以下の質問項目に大別される。

- (1) 年齢、学歴、出生地といった社会経済的要因
- (2) 海外雇用あっせんのネットワークとそれに伴うコスト
- (3) 日本への入国状況と労働条件
- (4) 日本での労働に伴う利益と損失
- (5) フィリピンへの帰国状況
- (6) 帰国者の社会復帰に対する女性達からの提言

この聞き取り調査表（付録1）は現地語に翻訳され面接調査に用いられた。

聞き取り調査に加え、移住・トラフィッキングに関する文献資料調査も行った。またこれらの調査を補うため、NGO代表者とのグループ討議も実施した。本調査研究グループはまた1997年2月25日にフィリピン・ケソン市のイノテック会館で行われた「女性のトラフィッキングに関する政府・NGOの意識向上トレーニング」（女性のトラフィッキングに関するベルギー政府のプロジェクト）にも参加した。

本調査の制約

本調査は以前トラフィッキングされた経験を持つフィリピン人女性を対象に行われた。聞き取り調査はマニラ首都圏で行われたため、調査対象の女性のほとんどが都市出身者によって占められている。本調査の限られたサンプルに対する聞き取り調査によってフィリピンから日本への女性のトラフィッキングの一般的傾向をつかむことは可能であるが、もとよりこの限られたデータから総合的統計結果を導くことは意図していない。

本調査ではトラフィッキングの主な傾向に関する分析のみが行われた。しかし調査で収集した各種データに対する分析を将来さらに進めることは可能であろう。